

○阿久根市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱

平成28年8月3日

告示第80号

(趣旨)

第1条 この要綱は、幼稚園教育の振興に資するため、私立幼稚園（学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づき設置された幼稚園をいう。）の設置者（以下「設置者」という。）が入園料及び保育料（以下「保育料等」という。）を減免する場合に、市が行う私立幼稚園就園奨励費補助金（以下「補助金」という。）の交付について、阿久根市補助金等交付規則（平成19年阿久根市規則第13号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付)

第2条 設置者が、当該幼稚園に在園する3歳児、4歳児及び5歳児（当該年度の4月1日現在の満年齢がそれぞれ3歳、4歳及び5歳である児童をいう。以下同じ。）並びに満3歳（満3歳に達し、翌年度の4月を待たずに年度途中から幼稚園に就園する児童をいう。以下同じ。）の保護者で別表第1又は別表第2の区分の欄に掲げる世帯に属する者（本市に住所を有するものに限る。）に対し保育料等を減免する場合において、市は、設置者に対し当該減免額の範囲内で補助金を交付するものとする。

(補助金の交付申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする設置者は、私立幼稚園就園奨励費補助金交付申請書（別記第1号様式。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添え、毎年6月末日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（別記第2号様式）
- (2) 保育料等減免措置に関する調書（別記第3号様式）
- (3) 保育料等の額を明らかにする書類（園則等）

2 前項第2号の保育料等減免措置に関する調書には、市町村民税の課税（非課税）証明書又は市町村民税の納税通知書の写しを添付するものとする。ただし、市において、市町村民税の課税額を確認できる世帯にあっては市の確認によって、生活保護法（昭和24年法律第144号）の規定による保護を受けている世帯にあっては福祉事務所の証明書によって代えることができるものとする。

(補助金の交付決定)

第4条 市長は、設置者から申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、補助金の額を決定するとともに、設置者に対し私立幼稚園就園奨励費補助金交付決定通知書（別記第4号様式）により通知するものとする。

(補助金交付申請額の変更)

第5条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた設置者が、当該幼稚園の園児の入退園その他の理由により補助金の額に変更を生じたときは、私立幼稚園就園奨励費補助金変更交付申請書（別記第1号様式）に事業変更計画書（別記第2号様式）その他変更の理由を証する書類を添えて市長に申請しなければならない。

(補助金の請求)

第6条 補助金の交付決定を受けた設置者が補助金の請求をしようとするときは、市が指定する日までに、私立幼稚園就園奨励費補助金交付請求書（別記第5号様式）に補助金交付決定通知書の写しを添えて、市長に提出しなければならない。

(実績報告書の提出)

第7条 設置者は、保育料等の減免措置を完了したときは、速やかに私立幼稚園就園奨励費補助金に係る実績報告書（別記第6号様式）を市長に提出するものとする。

（減免の証拠書類）

第8条 補助金の交付を受けた設置者は、入園料等の減免をしたことを明らかにした証拠書類として、保育料等の減免について（別記第7号様式）その他必要な書類を備えておかねばならない。

2 市長は、補助金の交付の事務処理上、必要と認めるときは、前項の書類の提出を求めることができる。

（補助金交付決定の取消し及び返還）

第9条 市長は、補助金の交付決定を受けた設置者が、この要綱又は補助金の交付決定の条件に違反したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 市長は、補助金交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、平成28年度以降の年度分の補助金について適用する。

別表第1（第2条関係）

小学校1年生から3年生までの兄又は姉がいない世帯

区分	補助限度額（年額）		
	第1子	第2子	第3子以降
	1人就園の場合及び同一世帯から2以上就園している場合の最年長児童	同一世帯から2以上就園している場合の次年長児童	同一世帯から3人以上就園している場合の左以外の児童
1 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けている世帯	円 308,000	円 308,000	円 308,000
2 当該年度に納付すべき市町村民税が非課税となる世帯及び当該年度に納付すべき市町村民税の所得割が非課税である世帯	272,000	290,000	308,000
上記のうち、ひとり親世帯に該当する世帯	308,000	308,000	308,000
3 当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が77,100円以下となる世帯	115,200	211,000	308,000
上記のうち、ひとり親世帯に	217,000	308,000	308,000

該当する世帯			
4 当該年度に納付すべき市町村 村民税の所得割課税の額が2 11,200円以下となる世帯	62,200	185,000	308,000
5 上記区分以外の世帯	—	154,000	308,000

別表第2（第2条関係）

小学校1年生から3年生までの兄又は姉がいる世帯

区分	補助限度額（年額）	
	第2子	第3子以降
	小学校1年生から3年生までの兄又は姉を1人有しており、就園している場合の最年長児童	小学校1年生から3年生の兄又は姉を1人有しており、同一世帯から2人以上就園している場合の左以外の児童及び小学校1年生から3年生までの兄又は姉を2人以上有している児童
1 生活保護法の規定による保護を受けている世帯	円 308,000	円 308,000
2 当該年度に納付すべき市町村 村民税が非課税となる世帯及び当該年度に納付すべき市町村 村民税の所得割が非課税である世帯	290,000	308,000
上記のうち、ひとり親世帯に該当する世帯	308,000	308,000
3 当該年度に納付すべき市町村 村民税の所得割課税の額が7 7,100円以下となる世帯	211,000	308,000
上記のうち、ひとり親世帯に該当する世帯	308,000	308,000
4 当該年度に納付すべき市町村 村民税の所得割課税の額が2 11,200円以下となる世帯	185,000	308,000
5 上記区分以外の世帯	154,000	308,000

備考

- 1 世帯構成員中2人以上に所得がある場合は、所得割課税額を合算する。
- 2 途中入園により、保育料が在園期間に応じて支払われている場合の補助限度額は、次の算式のとおりとする。この場合において、100円未満の端数があるときは、これを

四捨五入する。

補助限度額×（保育料の支払月数＋3）÷15

- 3 所得割課税額については、住宅借入金等特別税額控除前の所得割課税額を用いて、所得階層を決定する。
- 4 実際の支払額が限度額を下回る場合は、当該支払額を限度額とする。
- 5 保育所、認定こども園、特別支援学校の幼稚部、知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設通園部若しくは情緒障害児短期治療施設通所部に通う、又は児童デイサービスを利用する就学前児童の兄又は姉を有する場合は、当該兄又は姉も同時に幼稚園に就園しているものとみなしてこの表を適用する。
- 6 同一世帯に2人以上の園児及び小学校1年生から3年生までの兄又は姉がいる場合、別表第1により算定した額と別表第2により算定した額とのいずれか多い額とする。ただし、同一世帯において、別表第1と別表第2を組み合わせることはできないものとする。
- 7 市町村民税課税額77,100円以下の世帯に限り多子計算に係る年齢制限を廃止し、算入対象となる兄又は姉に年齢の上限は設けない。

別記

第1号様式（第3条、第5条関係）

年 月 日

（宛先）阿久根市長

住 所

幼稚園名

代表者名



年度私立幼稚園就園奨励費補助金（変更）交付申請書

年度私立幼稚園就園奨励費補助金を（ 年 月 日付け第 号による交付申請額を変更して）次のとおり交付されるよう、阿久根市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱第3条（第5条）の規定により、関係資料を添えて申請します。

補助金交付申請額		円
内 訳	既 中 請 額	円
	増（△減）額	円

（注）（ ）及び補助金交付申請額の内訳欄は、変更交付申請を行う場合にすること。

第2号様式（第3条及び第5条関係）

事業（変更）計画書

		幼稚園名			第 子
区分	保育料等減免措置階層区分	A 減免額	B 人員	C 補助申請額	A×B
満 3 歳 児	市 町 村 民 税 非 課 税 世 帯 （生活保護世帯を含む。）	円	人		円
	市町村民税所得割非課税世帯				
	市町村民税所得割課税世帯 （ 円以下）				
	市町村民税所得割課税世帯 （ 円を超え 円以下）				
	計				
3 歳 児	市 町 村 民 税 非 課 税 世 帯 （生活保護世帯を含む。）				
	市町村民税所得割非課税世帯				
	市町村民税所得割課税世帯 （ 円以下）				
	市町村民税所得割課税世帯 （ 円を超え 円以下）				
	計				
4 歳 児	市 町 村 民 税 非 課 税 世 帯 （生活保護世帯を含む。）				
	市町村民税所得割非課税世帯				
	市町村民税所得割課税世帯 （ 円以下）				
	市町村民税所得割課税世帯 （ 円を超え 円以下）				
	計				
5 歳 児	市 町 村 民 税 非 課 税 世 帯 （生活保護世帯を含む。）				
	市町村民税所得割非課税世帯				
	市町村民税所得割課税世帯 （ 円以下）				
	市町村民税所得割課税世帯 （ 円を超え 円以下）				
	計				
合 計					

参 考

(年 月 日現在)

区 分	A 在 園 児 総 数 (人)	B 保育料等減免措置 対象児童数 (人)		B/A 対象率 (%)							
		市町村 民税非課税世帯	所得割 非課税世帯	所得割課税世帯		計	市町村 民税非課税世帯	所得割 非課税世帯	所得割課税世帯		計
				円以下	円を超え 円以下				円以下	円を超え 円以下	
満 3 歳 児											
3 歳 児											
4 歳 児											
5 歳 児											
計											

第3号様式（第3条関係）

保育料等減免措置に関する調書

年 月 日作成

① 在園幼児の氏名	ふりがな		③ 在園幼稚園名		
② 園児の生年月日等	年 月 日生 歳 月 男・女		幼稚園		
④ 幼児の属する世帯の状況（ 月 日現在）					
氏名	生年月日 （年齢）	性別	続柄	市民税課税額	
				均等割額	所得割額
	年 月 日生 （歳）			円	円
⑤ 在園幼児の保護者の		現住所 氏 名	現住所	氏名	印
上記の者は、当幼稚園の在園児であることを証明します。					
住 所 幼 稚 園 名 代 表 者 名					
(宛先) 阿久根市長					
年 月 日					

備考 幼児の属する世帯の状況の欄には幼児と生計を共にする者について記入すること。

第4号様式（第4条関係）

第 号
年 月 日

幼稚園
代表者 様

阿久根市長



私立幼稚園就園奨励費補助金交付決定通知書

年 月 日付け 第 号で申請のあった阿久根市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱に基づく 年度私立幼稚園就園奨励費補助金については、次のとおり交付することに決定したので通知します。

- 1 補助金の交付の対象は、年 月 日付け 第 号で申請のあった 年度私立幼稚園就園奨励費補助金に係る事業計画書記載のとおりとする。
- 2 設置者が減免した保育料等に対する補助金の額は、次のとおりとする。
補助金の額 金 円
- 3 保育料等の減免内容の変更により保育料等の減免額を変更した場合は、別途変更交付申請書を提出しなければならない。
- 4 補助金の交付決定を受けた者は、阿久根市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱その他阿久根市の関係要綱等の規定に従わなければならない。

第5号様式（第6条関係）

第 号
年 月 日

（宛先）阿久根市長

住 所
幼稚園名
代表者名 

年度私立幼稚園就園奨励費補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号の交付決定通知書に基づく 年度私立幼稚園就園奨励費補助金を交付くださるよう、阿久根市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり請求します。

1 請求金額 金 円

総額	前回までの交付額	今回請求額	未請求額

2 振込先

金融機関名	銀行・金庫	本店・支店
	組合・農協	本所・支所
口座種別	普通・当座・その他（ ）	
口座番号		
フリガナ 口座名義人		

第6号様式（第7条関係）

年 月 日

（宛先）阿久根市長

住 所

幼稚園名

代表者名

㊟

年度私立幼稚園就園奨励費補助金に係る実績報告書

阿久根市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱第7条の規定に基づき、関係資料を添えて下記のとおり実績報告書を提出します。

記

保育料等減免措置階層区分		A 減免額	B 人員	C 補助金の額 A×B
満 3 歳 児	市 町 村 民 税 非 課 税 世 帯 (生活保護世帯を含む。)	円	人	円
	市 町 村 民 税 所 得 割 非 課 税 世 帯			
	市 町 村 民 税 所 得 割 課 税 世 帯 (円以下)			
	市 町 村 民 税 所 得 割 課 税 世 帯 (円を超え 円以下)			
	計			
3 歳 児	市 町 村 民 税 非 課 税 世 帯 (生活保護世帯を含む。)			
	市 町 村 民 税 所 得 割 非 課 税 世 帯			
	市 町 村 民 税 所 得 割 課 税 世 帯 (円以下)			
	市 町 村 民 税 所 得 割 課 税 世 帯 (円を超え 円以下)			
	計			
4 歳 児	市 町 村 民 税 非 課 税 世 帯 (生活保護世帯を含む。)			
	市 町 村 民 税 所 得 割 非 課 税 世 帯			
	市 町 村 民 税 所 得 割 課 税 世 帯 (円以下)			
	市 町 村 民 税 所 得 割 課 税 世 帯 (円を超え 円以下)			
	計			

5 歳 児	市 町 村 民 税 非 課 税 世 帯 (生活保護世帯を含む。)			
	市 町 村 民 税 所 得 割 非 課 税 世 帯			
	市 町 村 民 税 所 得 割 課 税 世 帯 (円以下)			
	市 町 村 民 税 所 得 割 課 税 世 帯 (円を超え 円以下)			
	計			
計	市 町 村 民 税 非 課 税 世 帯 (生活保護世帯を含む。)			
	市 町 村 民 税 所 得 割 非 課 税 世 帯			
	市 町 村 民 税 所 得 割 課 税 世 帯 (円以下)			
	市 町 村 民 税 所 得 割 課 税 世 帯 (円を超え 円以下)			
合 計				

保育料等の減免について	
保護者氏名	㊟
幼児に係る入園料、保育料について	円の減免を受けたことを確認します。
年 月 日	
幼稚園 様	

別記第 1 号様式（第 3 条，第 5 条関係）

第 2 号様式（第 3 条及び第 5 条関係）

第 3 号様式（第 3 条関係）

第 4 号様式（第 4 条関係）

第 5 号様式（第 6 条関係）

第 6 号様式（第 7 条関係）

第 7 号様式（第 8 条関係）